

終身共済事業規約新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>(通 則)</p> <p>第1条 日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、この会の定款の規定によるほか、この規約の規定により、この会の定款第63条（事業の品目等）第1項第5号に定める事業を実施します。</p>	<p>(通 則)</p> <p>第1条 日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、この会の定款の規定によるほか、この規約の規定により、この会の定款第63条（事業の品目等）〔挿入〕第5号に定める事業を実施します。</p>
<p>(重要事項の提示)</p> <p>第11条 この会は、共済契約を締結するときは、共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」といいます）に対し、この規約および細則に定める事項のうち、共済契約に関する重要な事項（以下「重要事項」といいます。）をあらかじめ提示します。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(重要事項の提示)</p> <p>第11条 この会は、共済契約を締結するときは、共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」といいます）に対し、この規約〔挿入〕に定める事項のうち、共済契約に関する重要な事項（以下「重要事項」といいます。）をあらかじめ提示します。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(疾病手術共済金)</p> <p>第60条 この会は、被共済者が共済期間中に疾病の治療を直接の目的として、別表第3「手術支払割合表」に定める手術を受けた場合には、疾病手術共済金として疾病手術共済金額に同表において定める倍率を乗じた金額を支払います。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(疾病手術共済金)</p> <p>第60条 この会は、被共済者が共済期間中に疾病の治療を直接の目的として、別表第3「手術支払割合表」に定める手術を受けた場合には、〔挿入〕疾病手術共済金額に同表において定める倍率を乗じた金額を支払います。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(災害手術共済金)</p> <p>第68条 この会は、被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内かつ共済期間中に、その事故による傷害の治療を直接の目的として別表第3「手術支払割合表」に定める手術を受けた場合には、災害手術共済金として災害手術共済金額に同表において定める倍率を乗じた金</p>	<p>(災害手術共済金)</p> <p>第68条 この会は、被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内かつ共済期間中に、その事故による傷害の治療を直接の目的として別表第3「手術支払割合表」に定める手術を受けた場合には、〔挿入〕災害手術共済金額に同表において定める倍率を乗じた金額を支払いま</p>

新条文	旧条文																																																
<p>額を支払います。 〔以下略〕</p>	<p>す。 〔以下略〕</p>																																																
<p>付則 <u>(2021年（令和3年）2月12日規約一部改正）</u> <u>(施行期日)</u> <u>1. この規約は厚生労働大臣の認可を受けた日（2021年（令和3年）3月3日）から施行し、2021年（令和3年）9月1日から適用します。</u></p>	<p>〔新設〕</p>																																																
<p>別表第2 不慮の事故等の定義とその範囲 〔中略〕 3. 感染症の取扱い 下表の感染症は不慮の事故とみなします。なお、分類項目および分類番号は、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠（厚生労働省大臣官房統計情報部編）」によります。</p> <table border="1" data-bbox="168 837 887 1398"> <thead> <tr> <th>分類項目</th> <th>分類番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>コレラ</td><td>A00</td></tr> <tr><td>腸チフス</td><td>A01.0</td></tr> <tr><td>パラチフスA</td><td>A01.1</td></tr> <tr><td>細菌性赤痢</td><td>A03</td></tr> <tr><td>腸管出血性大腸菌感染症</td><td>A04.3</td></tr> <tr><td>ペスト</td><td>A20</td></tr> <tr><td>ジフテリア</td><td>A36</td></tr> <tr><td>急性灰白髄炎<ポリオ></td><td>A80</td></tr> <tr><td>ラッサ熱</td><td>A96.2</td></tr> <tr><td>クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱</td><td>A98.0</td></tr> <tr><td>マールブルグ<Marburg>ウ</td><td>A98.3</td></tr> </tbody> </table>	分類項目	分類番号	コレラ	A00	腸チフス	A01.0	パラチフスA	A01.1	細菌性赤痢	A03	腸管出血性大腸菌感染症	A04.3	ペスト	A20	ジフテリア	A36	急性灰白髄炎<ポリオ>	A80	ラッサ熱	A96.2	クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0	マールブルグ<Marburg>ウ	A98.3	<p>別表第2 不慮の事故等の定義とその範囲 〔中略〕 3. 感染症の取扱い 下表の感染症は不慮の事故とみなします。なお、分類項目および分類番号は、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠（厚生労働省大臣官房統計情報部編）」によります。</p> <table border="1" data-bbox="1086 837 1818 1398"> <thead> <tr> <th>分類項目</th> <th>分類番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>コレラ</td><td>A00</td></tr> <tr><td>腸チフス</td><td>A01.0</td></tr> <tr><td>パラチフスA</td><td>A01.1</td></tr> <tr><td>細菌性赤痢</td><td>A03</td></tr> <tr><td>腸管出血性大腸菌感染症</td><td>A04.3</td></tr> <tr><td>ペスト</td><td>A20</td></tr> <tr><td>ジフテリア</td><td>A36</td></tr> <tr><td>急性灰白髄炎<ポリオ></td><td>A80</td></tr> <tr><td>ラッサ熱</td><td>A96.2</td></tr> <tr><td>クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱</td><td>A98.0</td></tr> <tr><td>マールブルグ<Marburg>ウ</td><td>A98.3</td></tr> </tbody> </table>	分類項目	分類番号	コレラ	A00	腸チフス	A01.0	パラチフスA	A01.1	細菌性赤痢	A03	腸管出血性大腸菌感染症	A04.3	ペスト	A20	ジフテリア	A36	急性灰白髄炎<ポリオ>	A80	ラッサ熱	A96.2	クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0	マールブルグ<Marburg>ウ	A98.3
分類項目	分類番号																																																
コレラ	A00																																																
腸チフス	A01.0																																																
パラチフスA	A01.1																																																
細菌性赤痢	A03																																																
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3																																																
ペスト	A20																																																
ジフテリア	A36																																																
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80																																																
ラッサ熱	A96.2																																																
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0																																																
マールブルグ<Marburg>ウ	A98.3																																																
分類項目	分類番号																																																
コレラ	A00																																																
腸チフス	A01.0																																																
パラチフスA	A01.1																																																
細菌性赤痢	A03																																																
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3																																																
ペスト	A20																																																
ジフテリア	A36																																																
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80																																																
ラッサ熱	A96.2																																																
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0																																																
マールブルグ<Marburg>ウ	A98.3																																																

新条文			旧条文		
ウイルス病			ウイルス病		
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4		エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4	
痘瘡	B03		痘瘡	B03	
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04		重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04	
<u>その他細則で定めるもの</u>	<u>二</u>		【挿入】		
別表第3 手術支払割合表 【中略】 3. その他の取り扱い (1) 「レーザー・冷凍凝固による眼球手術」「悪性新生物電磁波温熱療法」「内視鏡等による脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器手術」および「体外衝撃波による体内結石破碎術」については、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。 (2) 「放射線照射（血液照射を除きます。）」については、5000ラド（50グレイ）以上の照射をするものをいい、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。また、「放射線照射（血液照射を除きます。）」における密封小線源治療のうち、永久挿入療法による組織内照射については、1回の施術につき1回の支払いを限度とします。 (3) 上記（1）および（2）に掲げる <u>もの</u> 以外の手術について、複数回実施する手術を1回（一連）の手術として医療機関が算定する場合は、複数回実施する場合であっても1回の手術とみなします。 (4) この表に掲げる手術を受けた場合で、表中の手術の2種類以上に該当したときは、それらのうちもっとも支払割合			別表第3 手術支払割合表 【中略】 3. その他の取り扱い (1) 「レーザー・冷凍凝固による眼球手術」「悪性新生物電磁波温熱療法」「内視鏡等による脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器手術」および「体外衝撃波による体内結石破碎術」については、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。 (2) 「放射線照射（血液照射を除きます。）」については、5000ラド（50グレイ）以上の照射をするものをいい、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。また、「放射線照射（血液照射を除きます。）」における密封小線源治療のうち、永久挿入療法による組織内照射については、1回の施術につき1回の支払いを限度とします。 (3) 上記（1）および（2）に掲げる 【挿入】 以外の手術について、複数回実施する手術を1回（一連）の手術として医療機関が算定する場合は、複数回実施する場合であっても1回の手術とみなします。 (4) この表に掲げる手術を受けた場合で、表中の手術の2種類以上に該当したときは、それらのうちもっとも支払割合		

新条文	旧条文
<p>の高いいずれか1種類の手術に該当したものとします。ただし、つぎの手術に該当したときは、つぎの手術にのみ該当したものとします。</p> <p>「レーザー・冷凍凝固による眼球手術」「放射線照射（血液照射を除きます。）」「悪性新生物電磁波温熱療法」「内視鏡等による脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器手術」「体外衝撃波による体内結石破砕術」および「骨髄移植」</p>	<p>の高いいずれか1種類の手術に該当したものとします。ただし、つぎの手術に該当したときは、つぎの手術にのみ該当したものとします。</p> <p>「レーザー・冷凍凝固による眼球手術」「放射線照射（血液照射を除きます。）」「悪性新生物電磁波温熱療法」「内視鏡等による脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器手術」「体外衝撃波による体内結石破砕術」および「骨髄移植」</p>